

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和8年度税制改正の概要 －力強い経済成長の実現に向けた税制改正－
著者 / 所属	鎌田 素史 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	19-34
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 令和8年度税制改正の概要

## — 「強い経済」の実現に向けた税制改正 —

鎌田 素史

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和8年度税制改正の概要
3. 給付付き税額控除に係る課題の整理
4. おわりに

### 1. はじめに

自由民主党と日本維新の会による連立政権の枠組みによる初めての税制改正大綱である「令和8年度税制改正大綱」（以下「令和8年度与党税制改正大綱」という。）は、令和7年12月19日に決定された。この決定に先立つ同月18日、自由民主党と国民民主党でいわゆる「103万円の壁」への対応を含む税制改正に係る合意がなされ、これを踏まえ、同日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び公明党でも「103万円の壁」への対応について合意がなされており、令和8年度与党税制改正大綱はこの内容も踏まえたものとなっている。令和8年度与党税制改正大綱を受けて、政府は、同月26日、「令和8年度税制改正の大綱」を閣議決定した。本稿では、令和8年度税制改正について、両大綱等に基づき、その主な内容を紹介するとともに、今後議論が高まるであろう給付付き税額控除に係る課題について整理する。なお、本稿は令和8年1月23日現在の情報に基づいている。

### 2. 令和8年度税制改正の概要

#### (1) 基礎控除等の引上げ

##### ア 令和7年度税制改正における対応

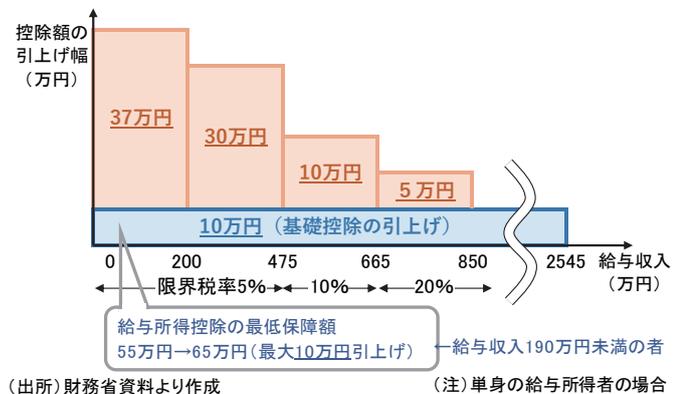
令和7年度税制改正においては、給与収入が基礎控除の額48万円と給与所得控除の最低保障額55万円を合計した103万円を超えると所得税が課されるようになる<sup>1</sup>、いわゆる

<sup>1</sup> 単身の給与所得者で、社会保険料控除を考慮しない場合。なお、納税者の大半を占める給与所得者について、

「103万円の壁」について、103万円という水準を平成7年以来約30年ぶりに引き上げる改正が行われた。この経緯を簡単に振り返ると、令和6年10月の衆議院議員総選挙後の政治情勢を踏まえ、自由民主党、公明党及び国民民主党の三党において税制等について協議が行われ、令和6年12月11日、三党の幹事長間で「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。」との内容を含む合意がなされた（三党合意）。この178万円という金額は、平成7年と令和6年の最低賃金を比べると1.73倍に上昇していることに基づいている<sup>2</sup>。一方で、自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」（令和6年12月20日）では、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えることを指摘した上で、物価の動向<sup>3</sup>を踏まえ、基礎控除の額を48万円から58万円へと10万円、20%程度引き上げることとした。また、給与所得控除については、給与収入が増加すれば控除額も増加するものの、最低保障額が適用される収入である場合には、収入が増えても控除額は増加しない構造となっており、物価の上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を55万円から65万円へと10万円引き上げることとした。

これを踏まえ、令和7年度税制改正法案<sup>4</sup>では、当初、基礎控除の額と給与所得控除の最低保障額を合わせた金額を103万円から123万円へと引き上げることとされていたが、衆議院において、給与収入200万円相当までの場合は恒久的に基礎控除の額に37万円を加算、給与収入200万円相当から850万円相当までの場合は令和7・8年に限り30～5万円を加算する<sup>5</sup>基礎控除の上乗せ特例を創設する内容を含む修正が行われた<sup>6</sup>。また、同修正では、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革と、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策について政府に検討を求める内容も盛り込まれた<sup>7</sup>。

図表1 基礎控除の引上げと上乗せ特例(令和7年度税制改正)



その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準が課税最低限と呼ばれる。課税最低限は、様々な控除のうち、給与所得控除、基礎的な人的控除、社会保険料控除の各控除額を合計した額であるため、世帯構成などに応じて異なる金額となる。したがって、全ての給与所得者において給与所得が103万円を超えると所得税を課されるようになるというものではない。

<sup>2</sup> 国民民主党の政策パンフレット（令6.10.1発行）より。103万円×1.73＝178万円となる。  
<sup>3</sup> 平成7年から令和5年にかけて、消費者物価指数（総合）が10%程度上昇し、今後も一定の上昇が見込まれること、基礎的支出項目（支出弾力性（消費支出総額が1%変化する時に各財・サービスが何%変化するかを示した指標）が1.00未満の支出項目で、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当する。）の消費者物価が20%程度上昇していることが挙げられた。  
<sup>4</sup> 所得税法等の一部を改正する法律案（第217回国会閣法第1号）  
<sup>5</sup> 具体的には、居住者の合計所得金額が132万円超336万円以下の場合は30万円、336万円超489万円以下の場合は10万円、489万円超665万円以下の場合は5万円を加算することとされた。  
<sup>6</sup> 修正内容は、自由民主党・公明党「基礎控除の特例の創設について」（令7.2.28）に基づいている。  
<sup>7</sup> 改正法附則第81条第1項において「政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り

## イ 令和8年度税制改正に向けた議論

物価上昇局面における基礎控除等の対応について、政府税制調査会では「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」において議論された。また、自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書（令和7年10月20日）には、「所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直す制度設計については、令和七年内を目途に取りまとめる。」と盛り込まれた。令和7年11月26日の党首討論では国民民主党の玉木代表から、178万円への引上げについて、物価高騰対策と働き控え解消の二つの政策目的があり、物価上昇との連動はもちろんのこと、最低賃金を始めとした賃金上昇率も加味して基礎控除を引き上げなければ働き控えは解消されない旨の指摘があった。これに対し高市内閣総理大臣は、基礎控除は全ての納税者に関係があり、最低賃金の上昇に応じて基礎控除を引き上げると高所得者にも恩恵が及ぶことになる旨指摘した上で、働き控え対策が目的であれば中低所得者にターゲットを絞るべきとの党内の意見を紹介しつつ、給与所得控除も併せて考えながら共に目的を達成していくことであれば大いに賛成すると応じた<sup>8</sup>。

以上を踏まえつつ、自由民主党と国民民主党との間で協議が重ねられ、12月18日、両党の総裁・代表の間で、基礎控除等の引上げを含む税制改正事項について合意書が交わされた（自国合意）。この中では、「別紙のとおり、昨年12月の「3党合意」で合意した、いわゆる「103万円の壁」については、「178万円」まで引き上げる。これにより、納税者の約8割をカバーするように手取りを増やす。」「所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行う。」とされている。さらに同日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び公明党の4党の税制調査会長間で、基礎控除等の引上げについて、上記の自国合意の別紙（次頁図表2参照）と同内容のとおり対応すると合意された。

## ウ 令和8年度税制改正の内容

### （ア）物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

物価上昇局面における基礎控除等の対応について、令和8年度与党税制改正大綱に基本的考え方が盛り込まれた。具体的には、基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整することとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様の措置を講ずることとしている<sup>9</sup>。

---

方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされた。また、同条第2項において「前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。」とされた。なお、改正法附則第82条では、改正法附則第81条の検討と併せて、令和7年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることを政府に求める内容も盛り込まれた。

<sup>8</sup> 第219回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号（令7.11.26）

<sup>9</sup> なお、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とすることとしている。

図表2 自由民主党・国民民主党合意（令和7年12月18日）の別紙

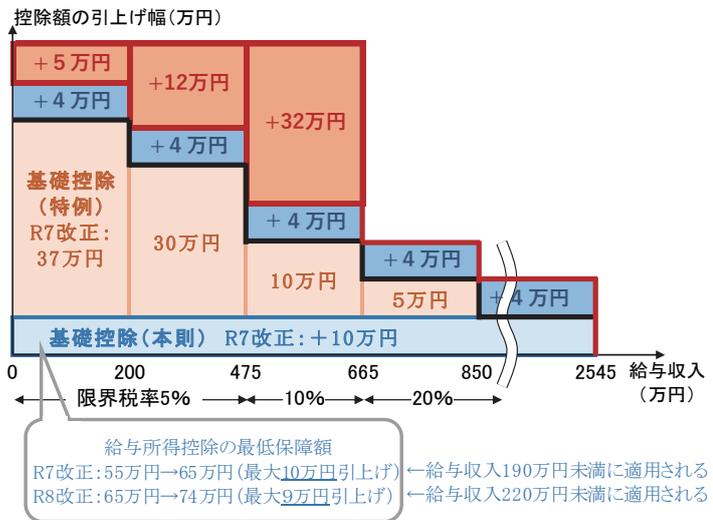
- (1) 物価連動（2年ごとの見直し）
- ① 「基礎控除（本則）」（現行58万円）を、消費者物価指数（総合）に連動して4万円引き上げる。
  - ② 「給与所得控除の最低保障額」（現行65万円）を、「基礎控除（本則）」の引上げ額と同額の4万円引き上げる。
- (2) 「三党合意」を踏まえた対応
- ・ 今後、課税最低限は生活保護基準を勘案して見直すことを基本とする。
  - ・ ただし、働き控え問題に対応するとともに、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、課税最低限を178万円となるよう特例的に先取りして引き上げる。
- 具体的には、現行「37万円」の「基礎控除（特例）」と「給与所得控除の最低保障額」を（1）と同様にそれぞれ5万円引き上げる。併せて現行「37万円」の「基礎控除（特例）」の対象を現行「年収200万円まで」から「年収475万円まで」に拡大する。さらに、年収475万円から665万円までを対象とする現行「10万円」の「基礎控除（特例）」を32万円引き上げる。
- （今後、生活保護基準が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持し、（1）の物価連動による引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく。）
- ※（2）の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた「基礎控除（特例）」を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。
- (3) これらにより、全納税者の「所得税の負担開始水準」（＝基礎控除＋給与所得控除）は178万円以上となる。

これに基づき、令和8年度税制改正においては、令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%<sup>10</sup>を踏まえ、基礎控除の本則を現行の58万円から4万円引き上げて62万円に、給与所得控除の最低保障額を現行の65万円から4万円引き上げて69万円にすることとしている。なお、これらの引上げは物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保を要しないと整理している。

(イ) 「三党合意」を踏まえた更なる対応

上記のとおり、令和7年度税制改正においては、基礎控除の上乗せ特例が講じられ、このうち給与収入200万円相当までの場合に37万円を加算する措置は恒久的な制度とされている。令和8年度与党税制改正大綱では、「令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。」としている<sup>11</sup>。その上で、

図表3 基礎控除等の引上げ(案)



就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げるとし

<sup>10</sup> 消費者物価指数（総合）の上昇率は、令和5年11月から令和6年10月の平均が+2.6%、令和6年11月から令和7年10月の平均が+3.3%、2年分で+6.0%（＝1.026×1.033）となる。

<sup>11</sup> 特例措置を講じる修正案の提出者は「低所得者層の税負担に対して配慮するという一つの観点では、最低賃金の水準で暮らされている、いわゆる給与収入二百万円相当以下の者に対しましては、これは、生活保護水準で最も高い東京都二十三区の水準を超える水準として、百六十万円を課税最低限とするとしております。これは、基礎控除の特例として三十七万円を恒久的に上乗せをするということになっております。」と答弁している（第217回国会衆議院財務金融委員会議録第7号12頁（令7.3.4））。

ている。具体的には、①基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する、②給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる、③給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げることとしている。また、①から③の引上げは、令和7年度税制改正において時限措置とされた基礎控除の特例も含め、令和8年・9年の時限措置として講ずることとしている。さらに、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、(ア)による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととしている。

以上の措置については、令和8年分の所得税から適用することとしている。

## (2) 暗号資産の分離課税化

我が国の金融所得については基本的に分離課税（国・地方合わせて20%）とされている一方、暗号資産取引により生じた利益は原則として雑所得に区分され、総合課税（同最高55%）の対象とされている。暗号資産については投資の増加が指摘されているところ、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援する観点などから他の金融所得と同様に分離課税とする必要性が指摘されており、令和7年度税制改正大綱では、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて見直しを検討することとされていた<sup>12, 13</sup>。

令和8年度税制改正では、投資家保護のための必要な法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を分離課税（所得税15%、個人住民税5%）の対象とするとともに、3年間の繰越控除制度を創設することとしている。

## (3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

上記のとおり、我が国の金融所得は基本的に分離課税となっており、総合課税の最高税率よりも低い。一方で、高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高いことから、合計所得金額が増えるほど申告所得税の負担率が低下する現象が生じており、1億円を境に負担率が低下する傾向にあることから、「1億円の壁」と呼ばれている。この点、令和5年度税制改正において、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入され、基準所得金額から3.3億円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が通常の所得税額を上回る場合、その差額分を申告納税することとされた（令和7年分の所得から適用）。ただ

<sup>12</sup> 「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。」とされた。

<sup>13</sup> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）では、「諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。」とされた。

し、この措置により追加負担が生じる平均的な所得水準は約30億円で、対象となる者は200人から300人程度<sup>14</sup>とされ、壁を是正する効果を疑問視する向きもあった。

令和8年度税制改正では、税負担の公平性の確保の観点から、基準所得金額からの控除額を現行の半分である1億6,500万円とした上で、税率を30%に引き上げることとしている（令和9年分の所得から適用）。これにより、追加負担が生じる平均的な所得水準は約6億円、追加負担が生じる対象者は約2,000人と見込まれている。

#### (4) NISAの拡充

NISA（少額投資非課税制度）は、家計の安定的な資産形成を支援するため、NISA口座で投資した一定金額の範囲内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる特例である。「資産所得倍増プラン」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）においてNISA口座数とNISA買付額の倍増が掲げられたこと等を踏まえ、令和5年度税制改正において、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われており、令和6年以降、NISAはつみたて投資枠と成長投資枠に分かれている。ただし、いずれも18歳以上の者が対象で<sup>15</sup>、未成年の長期的な資産形成を促す観点から課題がある旨の指摘もあり、対象商品の多様化と併せてNISAの一層の充実を検討することが求められていた<sup>16</sup>。

令和8年度税制改正では、次世代の資産形成を促進し、長期安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の

図表4 NISAのつみたて投資枠の拡充(案)

	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（※つみたて投資枠と同一）	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。）
投資方法・運用管理	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 一定の要件の下、12歳以降は払出しが可	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 制限なし

(出所)財務省資料より作成

<sup>14</sup> 第211回国会衆議院財務金融委員会議録第3号12～13頁（令5.2.17）

<sup>15</sup> 親が子供の口座を実質的に利用することや格差の固定化につながるなどの懸念がある中で、子供が18歳になるまでは口座からの払出しを制限する等の措置を設けた上で、18歳未満の者を対象とするジュニアNISAが平成28年に創設された。しかし、利用実績が乏しいことなどから、令和2年度税制改正において、口座開設期間を延長せずに令和5年末に終了する旨が決定された（第211回国会衆議院財務金融委員会議録第4号12頁（令5.2.21））。

<sup>16</sup> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」では、「NISAの更なる利便性向上に向けて、政府は、家計の安定的な資産形成の促進の観点から、NISAについて、効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。」「高齢者を含めあらゆる世代がNISAの投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含むNISA制度の充実を検討するなど、政府は退職後の生活の安定にも資する資産運用サービスの充実の具体策について検討する。」「子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する。」とされていた。

対象年齢を拡充し、18歳未満の者も対象とすることとしている。この拡充については、年間投資上限額は60万円、非課税保有限度額は600万円とし、一定の要件<sup>17</sup>の下で12歳以降は払出しを可能としている。あわせて、つみたて投資枠の投資対象商品について、対象となる指数の追加<sup>18</sup>や対象商品の要件の緩和<sup>19</sup>を行うこととしている。

### (5) 住宅ローン控除の拡充

個人が住宅ローン等を利用して、居住用家屋の取得等をし、令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、居住の用に供した年分以後の13年間又は10年間の各年について、住宅ローン等の年末の残高（その残高が借入限度額を超える場合には、借入限度額）の0.7%の金額を各年の所得税額から控除することができる（住宅ローン控除）。令和6年度税制改正においては、子育て世帯等<sup>20</sup>の住宅取得を支援する観点から、借入限度額の上乗せが行われた。また、床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下で、新築の認定住宅等の場合に限り、40㎡に緩和された。

令和8年度税制改正においては、本特例措置の適用期限を令和12年12月31日まで5年間延長することとしている。その上で、既存住宅の利活用及び省エネ性能の向上の観点から、既存住宅に係る借入限度額を拡充するとともに、子育て世帯等に係る借入限度額の上乗せ措置の対象範囲を省エネ基準適合住宅以上の既存住宅にも拡充することとしている。また、省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充することとしている。あわせて、世帯規模の変化を踏まえた対応として床面積要件に係る40㎡の特例の対象を既存住宅にも拡充するとともに、安全・安心な住まいを実現する観点から、立地要件として、災害危険区域等の新築住宅（建替えを除く。）は適用対象外とすることとしている。

図表5 住宅ローン控除の見直し(案)

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 (※)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の 住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上						
立地要件	合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
所得要件	土砂災害などの災害レッドゾーンの新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
	合計所得金額2,000万円以下						

(※)新築住宅は、令和10年以降、適用対象外。令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

(出所)財務省資料より作成

- <sup>17</sup> 資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出することとしている。
- <sup>18</sup> つみたて投資枠の投資対象となる指数について、①国内市場を対象とした株式指数のうち、一定のものを追加する、②一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託を追加することとしている。
- <sup>19</sup> 一定の投資信託に対するつみたて投資枠の対象商品の要件である「投資対象の50%超が株式であること」を、「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へと緩和することとしている。
- <sup>20</sup> ①年齢40歳未満であって配偶者を有する者、②年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は③年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

## （６）公的制度の基準額・閾値の点検を踏まえた見直し

予算・税制に係る公的制度において定められている基準額や閾値が長年据え置かれ、物価が継続して上昇している現状と乖離が生じ、家計・企業の負担となっているものがあるとの指摘を受け、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太方針2025」という。）において「国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。」とされた。「予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議」で令和7年9月30日に公表された「公的制度の基準額・閾値の点検結果（令和8年度概算要求・税制改正要望時点）」では、国税について、「37件の措置について、税制改正プロセスにおいて、見直しの検討対象となり得る。」とされた<sup>21</sup>。令和8年度税制改正で見直されるものの中から次の2件を取り上げる。

### ア 食事の現物支給の非課税限度額

企業が従業員に対して現物で支給した食事については、福利厚生的な性格があるとともに、少額なものには課税しないという観点から、企業の負担額が月額3,500円以下であり、かつ、従業員が食事の価額の半額以上を負担している場合には、国税庁通達において、その経済的利益はないものとして取り扱ふとされ、執行上、課税されていない。令和8年度税制改正では、この基準額を引き上げ、月額7,500円以下とすることとしている。

### イ 中小企業者等の小規模減価償却資産の取得金額に係る特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合は、一定の要件の下に、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができることとされている。令和8年度税制改正においては、適用対象となる減価償却資産の取得価額を40万円に引き上げた上で、適用期限を現行の令和8年3月31日から3年間延長することとしている<sup>22</sup>。

## （７）大胆な設備投資の促進に向けた税制措置（特定生産性向上設備等投資促進税制）

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）では、「危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現」を掲げ、「成長分野への大胆な投資を検討する企業や資金繰りに課題を抱える企業を念頭に、税負担のタイミングに関する予見可能性を高める観点から、即時償却等の大胆な設備投資税制の導入について検討を進める。」「大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設し、国内における高付加価値化型の設備投資を促進することについて、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。」とされた。

令和8年度税制改正では、全ての業種を対象とした特定生産性向上設備等投資促進税制を創設することとし、令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した一定の規模以上の生産等に必要な設備等（投資

<sup>21</sup> 国税については、点検の趣旨を踏まえ、「長年据え置かれたままの基準額や閾値」として、適用期限がなく、かつ、過去10年以内に見直しを行っていない基準額等がある273件の措置のうち、手続き規定（課税基準や税額の計算に直接用いられないもの）計39件と、基準額を引き上げることが、国民の負担軽減にはつながらないもの計99件とを除いた135件を中心に、令和8年度税制改正における要望の要否等が点検された。

<sup>22</sup> 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外することとしている。

下限額35億円以上（中小企業者等は5億円以上）及び投資利益率15%以上などを要件とする。）を対象に、即時償却又は取得価額の7%の税額控除を選択適用できることとしている。税額控除は法人税額の20%を上限とし、一定の法人については、控除限度超過額を3年間繰り越すことができることとしている。

#### （8）研究開発税制の見直し

研究開発税制には、「一般型」と「オープンイノベーション型」（O I型）とがある。一般型は、試験研究費に増減試験研究費割合<sup>23</sup>に応じた控除率（1%～14%<sup>24</sup>）を乗じた額を税額控除できる制度である（原則、法人税額の25%が上限。時限措置として増額試験研究費又は試験研究費割合に応じて増減。）。O I型は、特別試験研究費<sup>25</sup>に試験研究の相手等に応じた控除率（20%、25%又は30%）を乗じた額を税額控除できる制度である（法人税額の10%が上限）。

令和8年度税制改正では、AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、「戦略技術領域型」を創設することとしている。令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）の認定を受けた計画に基づく重点産業技術試験研究費の額については40%、重点産業技術試験研究費の額のうち、認定研究開発機関との共同・委託試験研究費の額については50%、税額控除できることとし（合わせて法人税額の10%が上限）、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとしている。あわせて、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため、一般型について、令和9年4月1日以降、増額試験研究費割合が10%減の場合に控除率0%を適用する等の見直しを行うとともに、増額試験研究費割合又は試験研究費割合<sup>26</sup>に応じて税額控除の上限が増減する措置を令和11年3月31日まで延長することとしている。また、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、令和8年4月1日以降、海外での治験を除き7割に制限し、段階的に5割まで引き下げることとしている。なお、O I型については、高度研究人材の活用について、学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等の見直しを行うこととしている。

#### （9）賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、企業が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、一定の適用要件<sup>27</sup>の下、その引き上げた金額の一定割合を法人税額から控除できるとするものであり、現

<sup>23</sup> 増減試験研究費（試験研究費の額から比較試験研究費の額（前3期の試験研究費の額の平均額）を減算した金額）の比較試験研究費の額に対する割合。

<sup>24</sup> 控除率には増額試験研究費割合に応じた控除上限の変動措置が講じられており、現行では増額試験研究費割合が30%減のときに控除率の下限1%を適用するとされているが、令和6年度税制改正において、増額試験研究費割合が、令和8年度以降は30%減、令和11年度以降は27.5%減、令和13年度以降は25%減のときに、控除率0%が適用されるようメリハリ付けが行われた。

<sup>25</sup> 大学や国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費。

<sup>26</sup> 試験研究費の額の平均売上金額（当期及び前3期の売上金額の平均額）に対する割合。

<sup>27</sup> 大企業向け・中堅企業向けは、継続雇用者に対する給与等支給額の対前年度増加率が3%以上であることのほか、一定規模以上の大企業・中堅企業はマルチステークホルダー方針を公表していること等が適用要件となる。中小企業向けは、雇用者全体に対する給与等支給額の対前年度増加率が1.5%以上であることが適用要

行制度の適用期限は令和9年3月31日となっている。直近では令和6年度税制改正で見直しが行われ、大企業向け、中堅企業向け、中小企業向けの3つに区分され、それぞれ設けられた基本となる控除率（大企業向け・中堅企業向け：10%、中小企業向け：15%）について、上乗せ要件（引き上げた給与等の増加率、教育訓練費の増加率、子育て支援・女性活躍の取組）を満たすとそれに応じた控除率が上乗せされる仕組みとなっている（大企業向け・中堅企業向け：最大35%、中小企業向け：最大45%）<sup>28</sup>。物価が上昇し、実質賃金の増加が求められている中、賃上げ促進税制の果たす役割は引き続き大きいとの意見がある一方、この制度が賃上げに結びついているのか効果測定が不十分である旨の指摘もある。また、教育訓練費に係る上乗せについては、会計検査院から、教育訓練費の増加額を上回る税負担の軽減が行われており、適切ではない可能性がある旨指摘された<sup>29</sup>。

令和8年度税制改正においては、大企業・中堅企業の近年の賃上げ率が賃上げ促進税制の適用要件を上回って推移していること等を踏まえ、大企業向けの措置は令和7年度末で廃止し、中堅企業向けの措置は、適用要件である給与等支給額の増加率を現行の3%から4%へと引き上げるとともに、給与等の増加率に係る上乗せ要件を見直した上で<sup>30</sup>、令和8年度末で廃止することとしている<sup>31</sup>。また、会計検査院の指摘を踏まえ、教育訓練費に係る上乗せ措置は、中堅企業向け、中小企業向け共に廃止することとしている<sup>32</sup>。

#### （10）消費税の免税事業者からの仕入に係る経過措置の延長等

令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されている。インボイス制度では、適用税率・税額等を記載したインボイスの保存が仕入税額控除の適用要件となるが、インボイスの発行をできるのは課税事業者であり、免税事業者は発行することができない。これを踏まえ、インボイス制度の開始に当たり、国内の小規模事業者が受ける影響を時限的に緩和するための経過措置として、いわゆる「2割特例」と「8割控除」が設けられている。2割特例は、インボイス制度の開始を機に免税事業者から課税事業者に転換した小規模事業者が消費税の仕組みに慣れるよう、インボイス制度開始から3年間（令和8年9月30日の属する課税期間まで）は、実際の仕入割合に関係なく、納税額を売上税額の2割とできる激変緩和措置である。8割控除は、インボイス制度開始後も免税事業者が課税事業者に転換するか否かを検討できるよう、発注側企業が免税事業者との取引の一定割合を仕入税額控除できる措置である。令和8年9月30日までは仕入税額相当額の8割を、令和8年10月1日から令

---

件となる。

<sup>28</sup> 中小企業向けは、当期の雇用者全体に対する給与等支給額が前期の雇用者全体に対する給与等支給額を超える場合、税額控除しきれなかった金額について5年間の繰越しが認められる。

<sup>29</sup> 会計検査院「租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」（令和7年1月15日）

<sup>30</sup> 現行では継続雇用者に対する給与等支給額の対前年度増加率が4%以上である場合には控除率が15%上乗せされるが、対前年度増加率が5%以上である場合に5%上乗せ、6%以上である場合に15%上乗せされる措置へと見直すこととしている。

<sup>31</sup> 中小企業向けについて、令和8年度与党税制改正大綱では、「期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。」とされている。

<sup>32</sup> なお、子育て支援・女性活躍の取組に係る上乗せ措置については維持することとしている。

和11年9月30日までは仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除できるとされている。これらの経過措置については、期間の延長を求める声がある一方、経過措置の趣旨や、消費者が支払った消費税が納税される事業者の手元に残る場合があることを考慮する必要性も指摘されている。また、経過措置を租税回避スキームとして利用されている実態が見受けられる点も指摘されている。

令和8年度税制改正においては、2割特例の終了後も、個人事業者については、課税事業者に転換している場合には、従前の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9・10年分の申告に際し、納税額を売上税額の3割とすることができることとしている。また、8割控除について、令和8年10月1日から2年間は7割、令和10年10月1日から2年間は5割、令和12年10月1日から1年間は3割へと最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を見直すとともに、濫用防止を図る観点から、1免税事業者ごとの仕入に係る年間適用上限額（現行10億円）を1億円に引き下げるものとしている。

### (11) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

自動車重量税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される。検査自動車又は届出軽自動車の区分、自動車検査証の有効期間及び重量に応じ本則税率が定められている。電気自動車等の環境性能に優れた自動車については本則税率が適用されるが、それ以外の自動車については「当分の間税率」が適用され、自動車重量税が重課される。また、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置（エコカー減税）が講じられている。

令和8年度税制改正においては、エコカー減税について、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、適用期限を2年間延長し令和10年4月30日までとしている。例えば乗用車については、エコカー減税の適用対象となる2030年度燃費基準達成度の下限について、令和8年5月1日から1年間は現行の80%達成で据え置き、令和9年5月1日から1年間は85%達成に引き上げることとしている<sup>33</sup>。また、免税の基準と50%軽減の基準をそれぞれ5%引き上げつつ、100%達成車は新たに設けた75%軽減の対象とすることとしている。

図表6 自動車重量税のエコカー減税の見直し(乗用車)(案)

【現行制度】(R7.5.1~R8.4.30)			【改正案】(R8.5.1~R10.4.30)			
車種	減免区分	要件 (2030年度燃費基準達成度)	車種	減免区分	要件(2030年度燃費基準達成度)	
					R8.5.1~R9.4.30	R9.5.1~R10.4.30
EV FCV PHV CNG	2回免税	達成度要件なし	EV FCV PHV CNG	2回免税	達成度要件なし	
ガソリン車 LPG車 ディーゼル車	2回免税	125%達成~	ガソリン車 LPG車 ディーゼル車	2回免税	125%達成~	
	免税	100%達成~		免税	105%達成~	
	▲50%軽減	90%達成~		▲75%軽減	100%達成~	
	▲25%軽減	80%達成~		▲50%軽減	95%達成~	
	本則税率 (経過措置)	75%達成~		▲25%軽減	80%達成~	85%達成~
				本則税率 (経過措置)	-	90%達成~

(注)1. EV、FCV、PHV、CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。  
 2. ガソリン車、LPG車、ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。  
 3. 上記基準の見直しに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。  
 4. バストラックについても、燃費基準達成度の引上げ等の見直しを行う。

(出所)財務省資料より作成

本則税率適用は、  
期限(R10.4.30)  
までの経過措置

<sup>33</sup> ただし、下限の引下げ後、適用対象外となる80%達成車については、1年間に限り、本則税率を適用する経過措置を設けることとしている。

## (12) 国際観光旅客税の税率引上げ

国際観光旅客税は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から平成30年度税制改正において創設され、船舶又は航空会社により、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客の出国1回につき1,000円を徴収する税である<sup>34</sup>。近年、訪日外国人旅行者が増加する中、一部地域においてはオーバーツーリズムが深刻となっており、その対策の強化やアウトバウンド施策の充実等のため、国際観光旅客税を引き上げるべきとの指摘がなされていた。骨太方針2025では、インバウンド拡大に係る取組等を進めるとした上で、「これらの観光施策を充実・強化するために、2025年度末までに、新たな観光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を行う。」とされた。

令和8年度税制改正においては、国際観光旅客税の税率を出国1回につき3,000円へと引き上げることとし、事業者の準備期間等を考慮し、令和8年7月1日以後の出国に適用することとしている。

## (13) 防衛特別所得税の創設

政府は防衛力を抜本的に強化することとしており<sup>35</sup>、そのための財源の確保について、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずるとしている。税制措置については、令和5年度税制改正大綱において、法人税、所得税及びたばこ税に係る措置の内容が盛り込まれ、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に税制措置を講じ、令和9年度において1兆円強を確保することとされた。このうち所得税に係る税制措置については、「所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税<sup>36</sup>を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。」とされた<sup>37</sup>。令和7年度税制改正において、防衛特別法人税の創設<sup>38</sup>とたばこ税の見直し<sup>39</sup>が行われる一方、所得税については見送られ、令和7年度税制改正大綱では「令和5

<sup>34</sup> 国際観光旅客税は、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（平成9年法律第91号）において国際観光振興施策に充てるものとされ、具体的には、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」により決定されている。

<sup>35</sup> 防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）においては、令和5年度から令和9年度までの5年間の防衛力整備の水準を43.0兆円程度、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は40.5兆円程度（令和9年度は8.9兆円程度）としている。

<sup>36</sup> 付加税とは、同じ課税標準に課税する税や他の租税の税額を課税標準として課税する税のことをいう。

<sup>37</sup> あわせて、「廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。」とされた。

<sup>38</sup> 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、当分の間、防衛特別法人税を課すこととされた。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。なお、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から基礎控除額として年500万円が控除される。

<sup>39</sup> 加熱式たばこと紙巻たばこの間の税負担差を解消し、これにより生じる増収を防衛財源に活用する見直しを行った上で（令和8年4月1日と同年10月1日の2段階で実施）、国のたばこ税率に特例を設け、当分の間、税率を引き上げることとされた（令和9年4月1日、令和10年4月1日、令和11年4月1日にそれぞれ1本当たり0.5円ずつ引上げ）。

年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。」とされた。

令和8年度税制改正では、所得税額に対し税率1%の付加税として、令和9年1月から当分の間、防衛特別所得税を課することとしている。また、所得税に対しては、現在、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、付加税として復興特別所得税が課されている（課税期間は平成25年から令和19年の25年、税率は所得税額（基準所得税額）の2.1%）ところ、復興特別所得税の税率を1%引き下げて1.1%とし、課税期間を10年間延長して令和29年までとすることとしている。

以上が令和8年度税制改正の主な内容である。令和8年度税制改正（内国税関係）による増減収額は、初年度（令和8年度）5,780億円の減収、平年度390億円の増収と見込まれている（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額を除く。）。

### 3. 給付付き税額控除に係る課題の整理

上記の自国合意（2.（1）イ参照）では「所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行う。」とされ、令和8年度与党税制改正大綱では、基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の特例を2年間の時限措置としたことについて「給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ」とされていることから、今後、人的控除については給付付き税額控除の議論の中で併せて検討されていくことが考えられる。令和8年度予算編成の基本方針（令和7年12月9日閣議決定）では、「給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置に向けて検討を進める。」とされており、この国民会議や政党間協議の場においても検討が進められることになると考えられるが、今後の議論のため、導入に当たって課題となると指摘されている事項について簡単にまとめると次のとおりである。

#### （1）導入の目的・理念

給付付き税額控除は、一般的に、所得税の納税者に対して税額控除を行い、税額控除しきれない分がある者や課税最低限以下であるため納付税額がない者に対して給付を行う仕組みと解されるが、その具体的な制度設計は導入の目的に左右されることになる。税制の仕組みの中に社会保障の機能を組み入れようとするものや、消費税の逆進性対応を志向するものなど、導入する目的によって、どのような基準で税額控除や給付を行い、その金額をどう設定するか、所得控除を縮小して税額控除に振り替えていくこととするのか、制度設計は大きく変わり得る<sup>40</sup>。高市総理は給付付き税額控除について、「税と社会保険料を含

<sup>40</sup> 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条第3項第1号では「個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税

めた給付と負担の全体像を把握した上で、税・社会保険料負担で苦しむ、特に中所得、低所得の方々の御負担を集中的に支援するというもの」と説明しているが<sup>41</sup>、どのような制度設計があり得るかは一様でない。仮に、社会保障に関する既存の給付制度を税制の中に組み入れることとする場合、別々に存在してきた理念の異なる制度を一体化することの正当性を理論的に説明することが求められる。一方、単に一体化するだけでなく、社会保障の理念が失われないように仕組みを構築しようとする、税額控除や給付の要件、基準等が複雑化するなど制度が分かりにくくなるおそれもある。既存制度との一体化をしない場合でも、他の制度に屋上屋を架したり二重の給付となったりすることがないように、既存の給付制度や低所得者対策との関係を整理する必要もあろう。また、就労の促進を目的に掲げ、その一環として就労を給付の要件とすることもあり得るが、事情により就労することができない人ほど給付が必要であるという課題に遭遇することになる<sup>42</sup>。

## (2) 所得の範囲

給付付き税額控除は大まかに言って所得の多寡に応じて税額控除や給付を行うものであるから、どの範囲の所得をどのように把握するのが重要となる。所得税の算出において把握される所得が基本となると考えられるが、現状では、国税当局に提出される法定調書において所得が網羅的に把握されてはおらず、確定申告や法定調書の提出が不要な所得もあり、また、課税所得が生じないことにより申告義務のない者の所得は国税当局に把握されていない<sup>43</sup>。マイナンバー制度がなかった時代に比べると、マイナンバーが付された調書が電子的に提出されれば名寄せは容易になっているとの評価もできるが、現状では捕捉されていない所得<sup>44</sup>を把握しようとする、制度的な対応が必要となり、企業や地方公共団体を含め、新たな負担が生じることとなる。なお、非課税所得<sup>45</sup>について、給付付き税額控除を導入する目的に照らして、改めて検討課題とされることもあり得る。

さらに、一方は無職で所得はないがもう一方は高額所得者である夫妻のような場合には所得がなくとも給付をしないことが公平である等の判断もあり得るところであり、そのような対応を行うため税額控除や給付を世帯単位で行うこととし、所得は世帯全体を把握し

---

の一体化を更に推進すること。」とされた。一方、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)では「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」と掲げられるとともに、給付付き税額控除の仕組みの中で消費税の逆進性対策を行うことを検討するとされた。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第7条第1号イ及びロでは、消費税率の引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除、複数税率(軽減税率)の導入について検討することとされた。

<sup>41</sup> 高市内閣総理大臣記者会見(令7.12.17)

<sup>42</sup> なお、給付付き税額控除に係る議論においては所得税での対応が念頭に置かれていることが多いように見受けられるが、個人住民税は対象としないとあらかじめ決まっているものではなく、また、制度の構築に伴う様々な変容がある際には、個人住民税の在り方や地方財政にも大きな影響を与えることになると考えられる。

<sup>43</sup> 第219回国会衆議院財務金融委員会議録第2号(令7.11.21)

<sup>44</sup> なお、給与所得者と個人事業者との間で所得の捕捉率が異なるとされる問題は、マイナンバー制度の導入後も依然として解消されていないとの指摘もある。

<sup>45</sup> 所得税法第9条第1項などに規定されており、障害者等の税負担の軽減及び貯蓄奨励に基づくもの、実費弁償的性格に基づくもの、社会政策的配慮に基づくもの、公益的な目的に基づくもの、二重課税の防止に基づくものなどに分類される。

て合算する等の制度設計とすることも考えられる。この際、現状の所得税は個人単位課税<sup>46</sup>とした上で世帯の状況等に応じて配偶者控除や扶養控除といった人的控除が設けられていることから、課税単位及び人的控除並びに申告の在り方について抜本的な議論と大きな変容が求められる可能性がある。

### （３）資産の取扱い

金融所得や不動産所得のように保有する資産から生じる所得はマイナンバー制度を通じて捕捉されるようになってきたが、保有する資産そのものの取扱いについては引き続き問題と成り得る。所得がないあるいは僅少の場合であっても多額の資産を有しているのであれば給付は制限するべきとの主張はこれまでも行われてきたが、その中で念頭に置かれている資産とは、預貯金や現金化が容易なものが多いように思われる。このような資産は取り崩して生活費に充てられる等の理由から、税額控除や給付の要件として加味するべきとの考え方はあり得る<sup>47</sup>。一方、直ちに現金化しにくい不動産のような実物資産の保有についてはどのように評価するべきか。また、海外資産やデジタル資産については現状でもその把握は難しいところであるが、資産の取扱いを巡る検討においては避けられない課題になると思われる。なお、預貯金等を加味するのであれば、それを目減りさせる要因となる住宅ローン等の負債についても加味するべきとの考え方もあり得る。

### （４）執行体制

どの機関が税額控除や給付を担うのかも課題となる。給付付き税額控除を導入する目的や既存の給付制度を統一するかなど内容にも左右されるが、簡素化の観点から国税当局が一元的に税額控除と給付を担うことも考えられる。ただし、課税最低限以下の者に対する給付はこれまで国税当局は担っておらず、仮に、所得の把握に当たって所得があれば納税額が発生しなくとも確定申告をしなければならぬ制度へと変更するときにはなおさら、国税当局において体制の増強が必要となろう。一方、給付については住民との距離が近く社会保障給付に係る事務を担うことの多い市町村等の役割とすることも考えられる。ただし、新たな事務負担を強いることになる点には留意が必要である。いずれにしても、前提として、税や社会保険料、社会保障給付などを担当する各機関において収集・保有している情報を連携させる仕組みの構築が求められる。この際、不適切な税額控除や給付が行われないようにするためのチェック体制も併せて整備する必要があるだろう。なお、納付税額が確定してからまとめて税額控除や給付を行う場合には精算等が不要になるなど制度として簡素化されるが、それが年に一回であると給付が必要な人に適切なタイミングで給付が行われない可能性が高まる。

<sup>46</sup> 所得を稼得する個人ごとにその所得に対して課税する方式。これに対し、生計を同じくする世帯ごとに所得を合算して課税する方式を世帯単位課税という。

<sup>47</sup> 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和３年法律第39号）により、預貯金者は預貯金口座へのマイナンバーの付番を申し出ることができることとなっているが、預貯金口座へのマイナンバーの付番は一般的な義務とはされていない。

## (5) 財源

給付付き税額控除の導入に当たり最終的に問題となるのは、やはり財源の確保であると思われる。税額控除や給付の金額を大きくすれば、当然ながら必要な財源も大きくなる。また、既存の給付制度と統一する形で制度化するのではない場合には、必要な財源がより膨らんでいく。併せて行われることが想定される人的控除の見直しの内容によっても金額は変わり得るだろう。令和8年度予算において、揮発油税等及び軽油引取税の当分の間税率の廃止やいわゆる教育無償化に伴う財源について、租税特別措置の見直しや歳出改革に取り組んだものの全額を捻出しきれなかったことに鑑みると、給付付き税額控除の導入に必要な財源の確保もまた、相当な困難を伴うことが想像される。

## 4. おわりに

令和8年度税制改正では、令和7年度税制改正に引き続いて、個人所得課税における減税が目立つ結果となった。とりわけ、基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額の引上げについては、物価調整措置としての対応にとどまらず、特例措置として手厚い上乘せ措置を講じることとされている。食料品価格を始め物価が上昇し、実質所得が伸び悩んでいる状況にある中で、国民の金銭的な負担を軽減する方策を講じること自体には必要性を覚えるところであるが、その手段として基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額を特例的に拡大することが最善であるのかという点については疑問が残る。基礎控除は「一定の少額の所得については負担能力を見出すには至らないとして、原則全ての納税者に適用される所得控除」であり<sup>48</sup>、憲法第25条の生存権の保障の現れであるとも説明されるが<sup>49</sup>、専ら減税を目的に一定水準に達するまで所得階層ごとに異なる金額を加算する特例措置が導入された基礎控除は、従来説明されてきた理念からは離れたものに変容していると言わざるを得ないのではないか。また、働き控えの解消の観点から基礎控除の拡大が主張されることもあるが、給与収入が一定水準を超えることによる課税所得の発生を避けることが働き控えの主たる理由であるとする、基礎控除の額をいかに設定し直してもそれが新たな「壁」であるとして、働き控えが解消されないとの主張がいつまでも続くことになるおそれがある。働き控えの解消の役割を基礎控除に求めるのは難しいのではないか。このように考えていくと、基礎控除の特例措置はあくまで現下の状況に対応するための臨時異例の措置と考えるべきであって、基礎控除の理念を規定し直すことも含め、人的控除の在り方については腰を据えた検討が求められよう。給付付き税額控除の検討の中で一体的に深い議論が行われることを期待したい。

(かまた もとふみ)

<sup>48</sup> 第212回国会参議院本会議録第6号13頁（令5.11.20）

<sup>49</sup> 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、令和3年）210頁